

平成 25 年住宅・土地統計調査単位区設定の指定調査区抽出要領

1 抽出の方針

平成 22 年国勢調査調査区^{注 1)}を第 1 次抽出単位、調査区内の住戸を第 2 次抽出単位とする層化 2 段抽出方法による。

2 調査区の層別基準

平成 22 年国勢調査調査区を、当該調査区内の換算世帯数、住宅の所有の関係、65 歳以上世帯員のいる一般世帯数割合等^{注 2)}により層化する。(別紙 1 参照)

3 抽出の方法

指定調査区は、市区及び人口 1 万 5 千人以上の町村については市区町村ごとに、それ以外の町村については都道府県ごとに、それぞれ上記の層別基準により層別した調査区を配列した上で系統的に抽出する。

なお、市区町村の行政区域は、平成 24 年 7 月 1 日現在^{注 3)}によることとする。

4 抽出率

指定調査区の抽出率は、結果表表章地域区分ごとの精度を考慮し、市区町村の人口規模に基づいて定める。(別紙 2 参照)

なお、人口規模は、平成 24 年 7 月 1 日現在^{注 3)}の境界による平成 22 年の国勢調査人口によることとする。

^{注 1)} 刑務所・拘置所のある区域（後置番号 5 の調査区）、自衛隊区域（同 6 の調査区）、駐留軍区域（同 7 の調査区）、水面調査区（同 9 の調査区）及び東日本大震災の発生に伴い、調査員が調査活動を安全かつ自由に行えない地域（平成 24 年 7 月末日現在の警戒区域等）を除く。

^{注 2)} 平成 22 年国勢調査の結果による。

^{注 3)} 指定調査区抽出時に平成 24 年 7 月 2 日以降の市区町村の廃置分合に関する情報を入手できた場合には、その情報を取り入れる。

層 別 基 準				調査区の 層符号		
平成 22年 国勢 調査 調査区	東日本大震災の津波による浸水地域のある 調査区		浸水全壊調査区		011	
			その他の調査区	仮設住宅のある調査区	012	
				その他の調査区	013	
	仮設住宅のある調査区				020	
	後置番号 8 の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区				030	
	世帯数が 0 の調査区又は換算世帯数が15世帯以下の調査区で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が			30%未満	041	
				30%以上	042	
	換算世帯数が16世帯以上の調査区	間借り等の世帯数が 5 %以上の調査区で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満		051	
			30%以上		052	
		3 世帯建てが90%以上の共同の住宅の区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区			110
			公的借家に居住の世帯数が50%以上の調査区で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	121
					30%以上	122
			民営借家に居住の世帯数が50%以上の調査区			130
			持ち家に居住の世帯数が50%以上の調査区			140
			その他の調査区			150
		その他の調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区			210
			公的借家に居住の世帯数が50%以上の調査区で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	311
					30%以上	312
			民営借家に居住の世帯数が50%以上65%未満の調査区で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	411
					30%以上	412
			民営借家に居住の世帯数が65%以上の調査区で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	511
					30%以上	512
			持ち家に居住の世帯数が50%以上80%未満の調査区で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	611
					30%以上	612
			持ち家に居住の世帯数が80%以上の調査区で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	711
		30%以上			712	
		その他の調査区で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	801	
				30%以上	802	

注1) 二つ以上の層に該当する場合は、層符号の若いものに分類する。

$$2) \text{ 換算世帯数} = \text{二人以上の一般世帯数} + \frac{\text{一人の一般世帯数} + \text{施設等の世帯人員}}{3}$$

3) 後置番号8（おおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある区域）

地 域		調査区の抽出率	
		層符号 011, 012, 020, 030, 041, 042 以外の調査区	層符号 011, 012, 020, 030, 041, 042 の調査区
市 部	人口 60 万以上の市区	1/10	1/20
	人口 50 万以上 60 万未満の市区	1/9	1/18
	人口 40 万以上 50 万未満の市区	1/8	1/16
	人口 30 万以上 40 万未満の市区	1/7	1/14
	人口 20 万以上 30 万未満の市区	1/6	1/12
	人口 10 万以上 20 万未満の市区	1/5	1/10
	人口 5 万以上 10 万未満の市区	1/3	1/6
	人口 5 万未満の市区	1/2	1/4
郡 部	人口 1 万 5 千以上の町村	1/4	1/8
	人口 1 万 5 千未満の町村	1/8	1/16